

万が一の事故に
備えよう!!!

火災共済

おすすめ

台風等による被害によって給付金を請求する場合が一番多いんです!

火災共済は火災発生時しか請求できないと勘違いされていないですか? 共済の請求理由として台風による被害、大雪による倒壊被害での請求が近年増えています。

当会では東京都内にあるご自宅・賃貸物件でしたらご加入頂ける共済をご用意しています。

ご自宅や事業所の火災保険が更新時期ではないですか? 是非ご確認ください!

★補償例★

- ①火災 ②落雷 ③水災 ④破裂または爆発 ⑤水濡れ
- ⑥風災、雹災、雪災 ⑦物体の落下、飛来、衝突 ⑧盗難



※契約タイプによって補償は異なります。まずは無料お見積もりをご検討下さい!

NEW

火災共済に、プラスの安心「地震危険補償特約」

住宅や併用住宅だけでなく、
店舗や事務所、工場
にも、対応しているんだね。



【共済掛金例】
地震危険補償特約 1,000 万円の場合 (年払い)

専用住宅、店舗併用住宅

耐火構造	非耐火構造
19,800 円	28,900 円

事業用の店舗、事務所、工場など

耐火構造	非耐火構造
29,600 円	43,200 円

※新耐震基準である昭和 56 年 6 月以降の「建物」が対象となります。(動産は対象外)

<input type="checkbox"/> 資料を送って欲しい <input type="checkbox"/> 加入の手続きをしたい <input type="checkbox"/> 見積もりしてほしい ※ご加入中の保険証券も FAX して頂ければ お見積りをさせていただきます。	お名前/会社名 (ご担当者様)	
	ご住所	
(個人情報取り扱いに関する重要事項) とうきょう共済では、ご提供いただく個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律を順守すると共にその安全管理に努めています。	TEL	FAX
	ご加入中の火災保険の満期日	
	送付枚数 合計 枚	代理所番号 065400

※共済金をお支払いできない場合もございます。また、本文書は募集文書ではなく火災共済の概要について記載したご案内文書です。詳細につきましては、以下の取扱い代理所へお問い合わせください。共同元受: 全日本火災共済協同組合連合会 東京都火災共済協同組合

FAX 送付先 とうきょう共済 FAX (3545) 8606
 お問い合わせ (公社) 杉並青色申告会 TEL (3393) 2831